

隣組長 各位

南高田区長 長田輝彦

## 隣組長さんへお願い

### 1. 区費、用水協力費の納入について

ブロック協議員が5月初めに「区費納入簿」をお届けします。

- (1) 偶数月が納入月ですが、4月に限っては5月に納入して下さい。
- (2) 基本は2カ月ですが、隣組員全員の了解があれば、6カ月又は1年分をまとめて納入することも可能です。
- (3) 納入期間は、納入月の20日～25日の間にブロック協議員にお願いします。
- (4) ブロック協議員は、ブロックでまとまったら、副区長へ内訳書を添えて届けて下さい。
- (5) ブロックは、次のようになっています。

- |   |                 |
|---|-----------------|
| ① 元村上1組～6組  | 隣組長 ⇒ 済藤 剛 協議員  |
| ② 元村中7組～14のイ組   | 隣組長 ⇒ 小池 則之 協議員 |
| ③ 元村下15組～24組  | 隣組長 ⇒ 西澤 浩 協議員  |
| ④ 高田南A・高田南B、柏木A・柏木B、<br>花園1丁目・花園2丁目A・花園2丁目B、<br>南高田1丁目・南高田2丁目 | 隣組長 ⇒ ブロック協議員   |
| ⑤ ポレスター高田   | 管理組合からの振込です     |

### 2. 「広報ながの」等の配布と回覧板について

- (1) 原則として毎月1日と15日にブロック協議員が隣組長宅へお届けします。  
ただし、1月1日付は12月29日、4月1日付けは3月30日の予定です。
- (2) 令和5年4月15日付けは、総会資料がありますので、速やかに各戸へ配布をお願いします。
- (3) 4月15日付けから翌年の4月1日付けまでが任期です。緊急の場合、または行事の都合で配布日が変更になることがあります。
- (4) 「広報ながの」は、毎月1日付けだけとなっています。
- (5) 回覧については、区からのお知らせを一番上にして下さい。

### 3. 取りまとめをお願いする主なもの

- |                      |              |                  |
|----------------------|--------------|------------------|
| ① 総会の委任状または書面表決書(4月) | ② 緑の募金(6月)   | ③ 赤い羽根共同募金       |
| ④ 御神札の申込(11月)        | ⑤ 新隣組員名簿(2月) | ⑥ 副区長及び協議員選挙(3月) |

※特に期限のある集金・報告書等にはご配慮をお願いします。

区費と同じ方法でブロック協議員にお届け下さい。

### 4. 外灯が切れているとき

- (1) 区長又は副区長に、電柱の三桁の番号(例:456イ)と場所をご連絡下さい。
- (2) なお、中部電力関連では、電球切れは扱っておりません。

### 5. アメリカシロヒトリが発生したとき(6～7月)は、隣組単位で防除して下さい。

6. 4～11月の第一日曜日、また「春・秋のごみゼロ運動」の日はブロック内の清掃をお願いします。
7. 隣組長は、高齢者や独居老人の方には気を配って頂き、配布物を配る際には声掛け等をお願いします。また、日頃から民生児童委員と連携を深めて下さい。
8. 「転入・転出届」は担当協議員へ、要望等は担当協議員、または正副区長へお願いします。